

理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第43条の規定に基づき、一般社団法人エンターテインメントXR協会（以下「この法人」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の者の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類及び開催)

第4条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、各理事（副代表理事、専務理事、常務理事（以上、当該理事の定めがある場合）又は理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の理事）が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、招集権者である理事に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事

実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項の手續に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手續)

第6条 理事会の招集権者は、理事会の招集通知を理事会の理事会の開催日の3日前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく開催することができる。この場合の同意書の様式は、第1号様式とする。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、

当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 5 前項の理事に対する提案、これについての理事からの同意、また監事に対する提案、これについての確認に関する様式は、第2号様式から第5号様式までとする。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の準備
 - (6) 前各号に定めるもののほかこの法人の重要な業務執行の決定
- 2 代表理事は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、代表理事は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(決議の省略)

第11条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告)

第12条 代表理事及び理事は、各自の職務の執行状況等について、理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 3 競業取引又はこの法人との間で取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、

当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(報告の省略)

第13条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第14条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事、理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。
2 前項の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第15条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(常任理事会)

第16条 この法人は、常務理事以上の理事によって構成される常任理事会を置くことができる。
2 常任理事会の権限、運営方法等については、理事会の決議により定める常任理事会規程によるものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年9月12日から施行する。
2. この規程の一部を変更し、平成30年5月15日から変更実施する。
3. この規程の一部を変更し、令和2年6月16日から変更実施する。
4. この規程の一部を変更し、令和3年1月26日から変更実施する。